

市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーンまちづくり研究会 設置要綱（案）

（名 称）

第1条 この研究会は、市川市本行徳東浜地区・土地活用ゾーンまちづくり研究会（以下「研究会」という。）という。

（目 的）

第2条 研究会は、現在、都市計画決定している江戸川第一終末処理場計画地内の「地権者土地活用ゾーン」アブロック、イブロックの望ましい土地利用及び整備手法等について、研究することを目的とする。

（研究事項）

第3条 研究会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について研究する。

- （1）事例研究等望ましい土地利用のあり方
- （2）江戸川第一終末処理場計画地検討会で提案した各整備手法等
- （3）整備手法選定等実現化のための方策
- （4）その他研究会で必要と認めた事項

（組 織）

第4条 研究会は、第5条に掲げる構成員をもって組織とする。

2 研究会には、アブロック部会、イブロック部会を置く。

（構成員）

第5条 構成員は次に掲げる者とする。

- （1）土地活用ゾーンの地権者
- （2）土地活用ゾーン以外の地権者で研究会に参加を希望する者
- （3）千葉県及び市川市

(座長等)

第6条 研究会に座長1名、副座長2名及び部会長2名を置く。

2 座長は、千葉県都市部技監とする。

3 座長は、会務を総括する。

4 副座長は、千葉県都市部下水道計画課計画指導室長及び市川市建設局都市政策室長とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、座長の指名により定める。

7 部会長は、アイそれぞれのブロック部会を総括する。

(会議)

第7条 研究会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 各ブロック部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

3 座長・部会長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は原則として非公開とする。

(事務局)

第8条 事務局は、千葉県都市部下水道計画課及び市川市建設局都市政策室に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めのない事項については、座長が構成員の意見を聞いて定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。